

淀川水系 東近江圏域
河川整備計画

計画概要説明資料

平成22年7月

滋 賀 県

◆◆◆東近江圏域の川の将来像について◆◆◆

<はじめに>

平成9年の河川法の改正から、河川整備計画を作成する際に、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聞くことや関係住民の意見を反映するための必要な措置を講ずることが定められています。そこで滋賀県では、「淡海の川づくり検討委員会」を組織するとともに、各河川で川づくり会議を開催しています。

淡海の川づくり検討委員会は、学識経験者や関係自治体の長及び地域住民代表等で構成し、様々な分野の専門的な立場から川づくりに対する意見をいただく委員会です。また、川づくり会議は、流域から公募したメンバーにより、意見交換や現地見学会を通じて、川づくりに対する提案をしていただくために開催しており、この会議の代表者は、淡海の川づくり検討委員会へ委員として参加しています。なお、川づくり会議での意見は、淡海の川づくり検討委員会で議論され、今後の川づくりの提言となり、圏域の河川整備計画に反映することとしています。

そこで、以下に東近江圏域での淡海の川づくり検討委員会と川づくり会議の意見や提言をとりまとめ、「東近江圏域の川の将来像」として記述しています。後述の河川整備計画(案)では、この将来像を見据えて、現時点での今後概ね20年を目途に実施できる河川の整備内容を記述します。

東近江圏域の川の将来像とは

東近江圏域では治水・利水・環境面で、健全で多様な機能が発揮され、流域の人々が様々な恵みを受入れる川を目指します。そのためには、流域の人々が、豊かな自然、風土に培われた歴史・文化を認識し、人と川との絆をさらに強くすると共に、多様な生物が生息し、清流とみどり豊かな河川を構築し、生活の豊かさと自然環境の豊かさが両立した「東近江の川」を目指します。

これらを実現するためには、河川だけでなく流域を視野に入れた総合的な管理を行うとともに、河川管理者のみならず、関係部局、住民・企業・自治体等の緊密な連携と協働が必要です。

(1) 豊かで安心・安全な地域をつくる川(治水)

住民が安心して豊かな生活を営み、持続可能な節度ある社会の発展を進めるために、天井川の切り上げや河道の拡幅などのハード対策により洪水の危険から地域を守るとともに、想定される浸水区域の公表や避難経路を示すなど、被害を軽減するためのソフト対策の展開を図ります。

さらに、流域での土砂移動を踏まえた対策や、災害への迅速な対応など、安心・安全な地域となるよう川づくりを進めます。

(2) 清らかな流れを支え、健全な水循環系を構築する川(利水・水量・水質)

流域にふさわしい適正な水循環系を確立するため、流域内の行政・住民・事業者等の各主体が、流域の水循環の現状を把握し、共通認識を持った上で、各主体の合意のもと、適正な水利用のための総合的な施策の展開を図ります。

具体的には、地域の実情を踏まえた上で、川としてふさわしい水量・水質を確保するために、たとえば、森林や農地、市街地の浸透貯留域の保全や可上、水の回復利用など流域全体での水循環による河

川水量の確保に努め、また下水道整備などによる汚濁発生源対策や琵琶湖・内湖・河川への流出過程での汚濁負荷の削減対策の展開を図ることにより水質の保全を行います。さらに、住民の積極的な参加により、山と里そして琵琶湖を結ぶ、健全な水循環を構築する川づくりを目指します。

(3) 豊かな自然と共生し、多様な生物が生息する川(生態)

琵琶湖及びその周辺地域には多様な自然生態系が発達しており、河川は琵琶湖湖辺域と山地森林を結ぶバイオトープネットワークを形成する骨格となっています。そのため、治水・利水機能との均衡を図りながら、多様な生物の生息・生育環境の確保に努め、豊かな生態系を有する自然と人間とが共存・共生でき、将来にわたり水と緑豊かな自然環境の恵みを受け続けられる川づくりを目指します。

(4) 地域の原風景を復活し、「ふるさと」として誇れる川(利用・景観)

水とみどりの空間としての河川は、人間と生き物たちの共生の場であり、人々が自然と触れあうことにより豊かな情操を育むとともに、生態系や水環境の大切さを学ぶ環境学習の場となります。また、貴重なオープンスペースとしての河川は、人々が余暇時間を有意義に過ごせるために、憩いの場や散策の場、健康増進のためのレクリエーションの場となります。そこで、河川空間の持つ水辺の魅力を高め、水に親しみふれあうことができ、快適な水辺を実感できる川づくりを目指します。

さらに、ヨシ帯と家並みなど、まわりの自然とまちの景観がとけあい、地域固有の水辺の原風景を大切に、美しくて心のやすらぎ「ふるさと」として誇れる川づくりを目指します。

(5) 新たな文化の創造と流域単位の連携・協働・交流を促進する川(歴史・文化)

愛知川河川敷の大風あげなど、地域に伝わる川や水にまつわる歴史・文化を継承する水辺の整備を図るとともに、個性のある流域文化を育むために、流域住民の相互の交流を図りながら、人と川との係わりをなお一層深められる川づくりを目指します。

さらには、多くの地域住民が一司に集まる水辺での催しなどを通じて、感動と共感を持って文化を共有するなど、川を軸に流域単位での取り組みや水にまつわる地域文化交流の輪を広げ、流域単位で水とのかかわりを踏まえた川づくりを目指します。

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

1. 圏域、河川の概要	1	3.1.2 長命寺川（蛇砂川）	44
1.1 東近江圏域の概要	1	3.1.3 日野川	49
1.2 河川の現状と課題	12	3.1.4 三河川	51
1.2.1 治水に関する現状と課題	12	3.2 河川の維持の目的、種類及び施工場所	52
1.2.2 利水に関する現状と課題	20	3.2.1 河川の維持の目的	52
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	21	3.2.2 河川の維持の種類及び施工場所	52
1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題	26	3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	55
2. 河川整備計画の目標に関する事項	30	3.3.1 河川への流出量の抑制	55
2.1 計画対象期間、計画対象河川	30	3.3.2 河川愛護の普及・啓発・河川学舎の推進	55
2.2 計画の目標	32	3.3.3 水量・水質等の把握	55
2.2.1 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項	32	3.3.4 総合的な土砂管理に句づく	56
2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	38	4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項	57
2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	38	4.1 平常時における関係機関の連携	57
2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項	38	4.2 水防、避難体制の強化	57
2.3 整備実施と間・整備時期検討と間	39	4.3 水害に強いまろづく	57
3. 河川整備の実施に関する事項	41	4.4 地域防災力の向上	58
3.1 河川工事の目的、種類及び施工場所	41	4.5 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全	58
3.1.1 愛知川	41	5. 付則資料	60
		東近江圏域位置図	60

1. 圏域、河川の概要

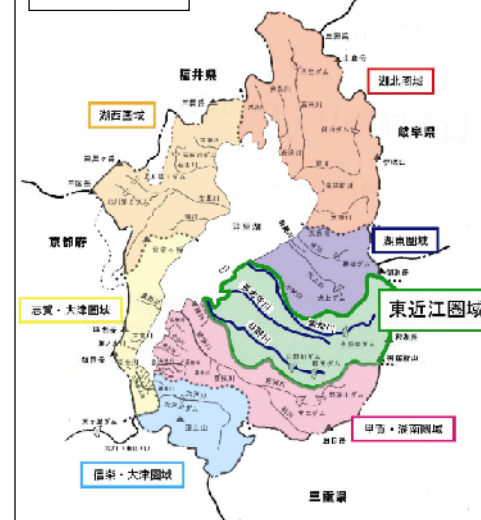
1.1 東近江圏域の概要

東近江圏域は、滋賀県南東部の琵琶湖東岸に位置し、東近江市、近江八幡市、日野町、竜土町及び彦根市、愛荘町の一部(愛知川流域)と湖南市、野洲市の一部(日野川流域)を含む6市3町の淀川水系に属する一級河川及びその流域を対象とし、圏域の面積は約 815 km²です。また、水利用地域や氾濫原を流域圏としてとらえるとさらに広大な地域となります。

東近江圏域関係市町5市3町

- 彦根市
- 近江八幡市
- 東近江市
- 野洲市
- 湖南市
- 日野町
- 竜土町
- 愛荘町

滋賀県の圏域分割



東近江圏域の概要図



圏域には、東近江市及び近江八幡市において琵琶湖へ直接流入する一級河川が1河川あります。主要な河川としては、北から愛知川、長命寺川(蛇砂川)、日野川があり、三重県と接し鈴鹿山脈の一部を形成する鈴ヶ岳、藤原岳、竜ヶ岳、御在所山、雨乞岳、綿向山等に水源を発しています。圏域の中流部では扇状地性低地が形成され、その中に広い段丘地形が発達しています。圏域下流部は平野(三角州性低地)が大半を占め、島状山地の影では沖積が進まず、大中の湖をはじめとした多くの内湖や低湿地が形成されていました。しかし、これらの内湖は戦後相次いで干拓され、現存する内湖としては、西の湖が県下最大です。また、下流部の標高100m~110m付近には湧水帯(自噴井戸)が分布し、豊富で良質な地下水を供給しています。

その他の大司川、八幡川、白鳥川及び大惣川は圏域中央部より西に位置し、水田地帯や都市部または集落部を流し、琵琶湖に流入している河川です。

東近江地域の地形図



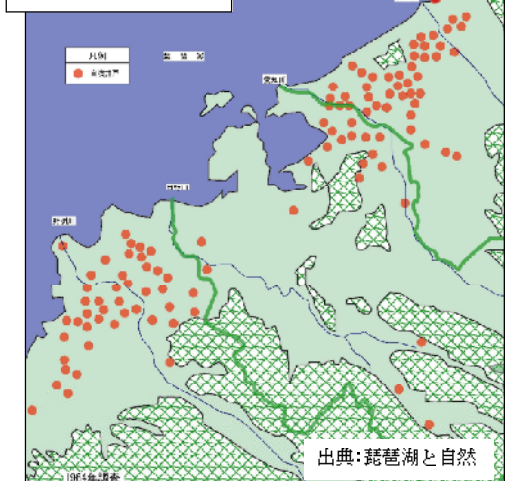
地下水調査

■滋賀県内の地下水質概要(ダイオキシン調査結果)

調査地点	県内16地点	
採取部位	井戸水	
調査時期	平成19年6月~12月	
環境基準値	1.0	
平成19年値	平均	最小~最大
	0.022	0.015~0.070

※出典:滋賀の環境2008(平成20年版環境白書)

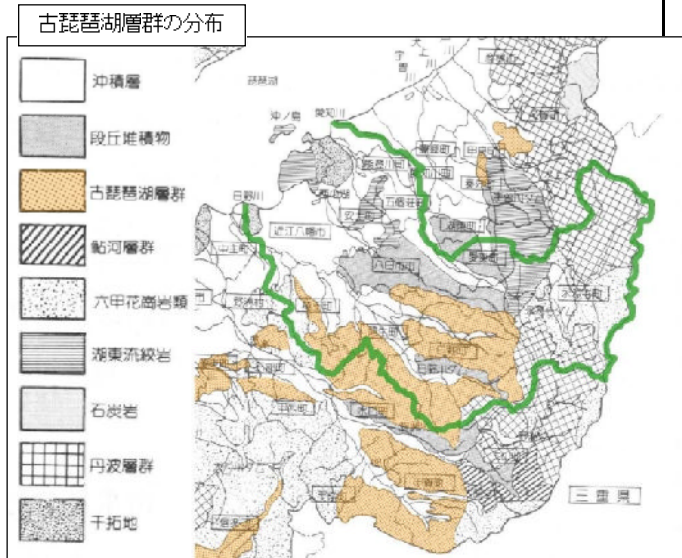
自噴井戸の分布



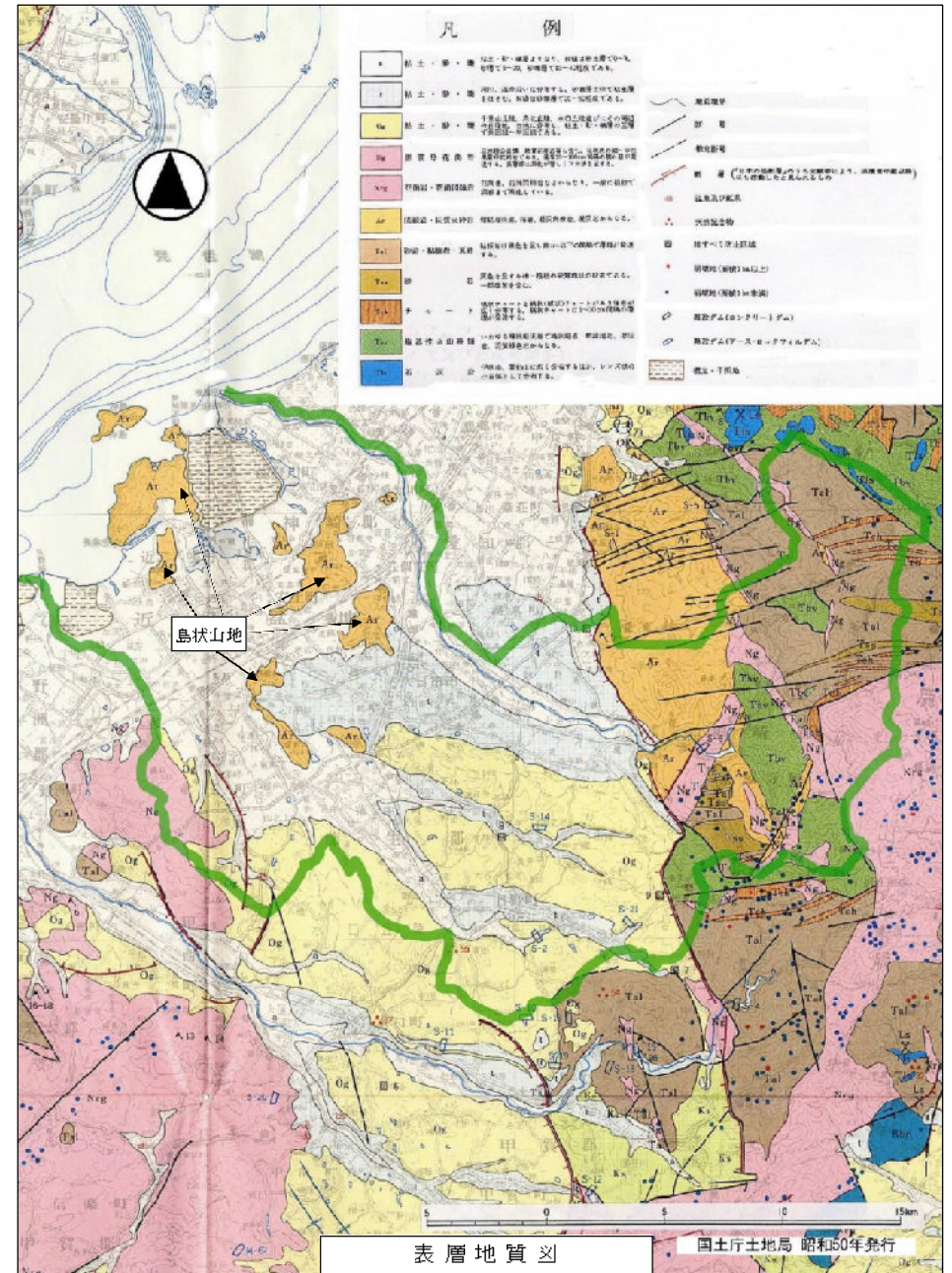
出典:琵琶湖と自然

滋賀県の地盤をなしている岩石は、秩父古生層(2~3億年前)、第三紀層(3~5千万年前)、第四紀層(2百万年前)に属する堆積岩、火成岩(花崗岩、輝緑岩、斑岩等)や小地域に露出している変成岩でできています。

東近江圏域の布引丘陵をはじめとした丘陵地は、古琵琶湖(約150~600万年前)の湖底に堆積した粘土や砂礫層が地殻変動によって変位した古琵琶湖層群と呼ばれる地質からなっています。この古琵琶湖層群は土砂流出が著しく、沿川の土地利用と相まって、圏域のいくつかの河川では天井川が形成されています。圏域下流部の平野に点在する島状の山塊は、古生代の石英斑岩などからなり、岩質は硬く、侵食から残された残丘で、数万~数千年前まで現在の沖島のように湖面に浮かぶ島や岬を形成していたものと考えられています。



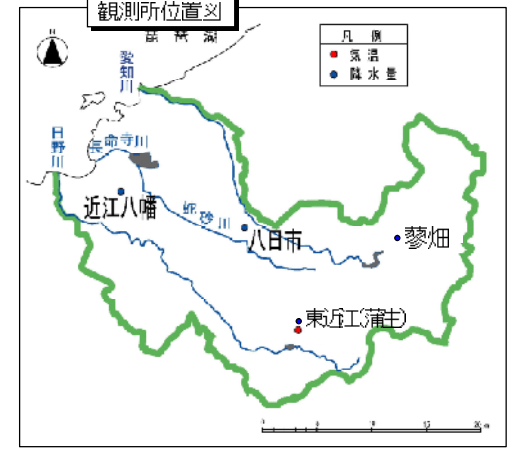
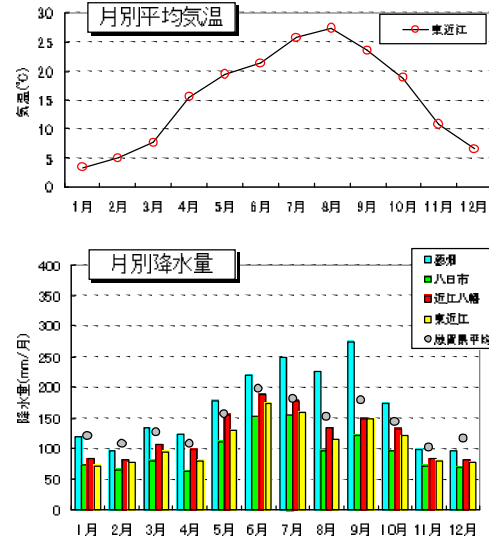
出典:『淡海よ永遠に』琵琶湖開発事業誌



表層地質図 国土庁土地局 昭和50年発行

ヨ本列島のほぼ中央に位置する滋賀県は、日本海型気候区(北陸地方)、瀬戸内海型気候区、東ヨ本型気候区(東海地方)が接した位置にあります。また、周囲を高い山々で囲まれていることから、滋賀県の気候は、温暖な東ヨ本・瀬戸内海型と冬期に雪による降水量が多い日本海・中部山岳型の気候を相備えながら、琵琶湖の気候調節作用にも大きな影響を受けるため、県全体を一気候で特色づけられず、気候内容は複雑な変化を示しています。

東近江圏域の年間降水量は、上流部の鈴鹿山脈を中心とした山地部で約2,000mm(琴畑)と比較的多く、台風期に多いのが特徴です。それに対して、琵琶湖に近い下流部の年間降水量は約1,500mm(近江八幡)と山地部に比べて少なく、山地部と平野部の気象状況は大きく異なります。



※ 滋賀県平均は県内全ての気象台観測所(13箇所: 近江八幡、東近江、柳ヶ瀬、今津、虎姫、荒川、春照、南小松、彦根、霜ヶ原、大津、信楽、十山)の平均値

月別平均降水量の経年変化

[近江八幡] (気象台観測)													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
H11	141.0	102.0	112.0	118.0	138.0	160.0	191.0	210.0	185.0	155.0	141.0	124.0	1,521.0
H12	90.0	75.0	125.0	124.0	107.0	110.0	81.0	81.0	49.0	124.0	110.0	71.0	1,053.0
H13	110.0	65.0	105.0	218.0	99.0	125.0	79.0	101.0	179.0	171.0	141.0	101.0	1,220.0
H14	85.0	47.0	118.0	102.0	101.0	89.0	180.0	107.0	95.0	74.0	154.0	121.0	1,072.0
H15	144.0	74.0	202.0	229.0	180.0	179.0	202.0	150.0	184.0	73.0	243.0	117.0	2,025.0
H16	49.0	99.0	103.0	74.0	204.0	144.0	131.0	457.0	105.0	95.0	118.0	145.0	1,874.0
H17	137.0	115.0	122.0	84.0	97.0	74.0	144.0	144.0	154.0	143.0	109.0	75.0	1,090.0
H18	90.0	184.0	101.0	210.0	120.0	215.0	142.0	160.0	184.0	118.0	101.0	121.0	1,843.0
H19	109.0	109.0	111.0	141.0	190.0	155.0	143.0	145.0	79.0	89.0	145.0	174.0	1,474.0
H20	109.0	78.0	147.0	124.0	215.0	240.0	145.0	109.0	144.0	111.0	79.0	81.0	1,977.0
実績	118.4	96.2	134.0	123.7	178.8	220.1	248.2	224.1	174.3	96.7	96.0	96.2	1,662.0

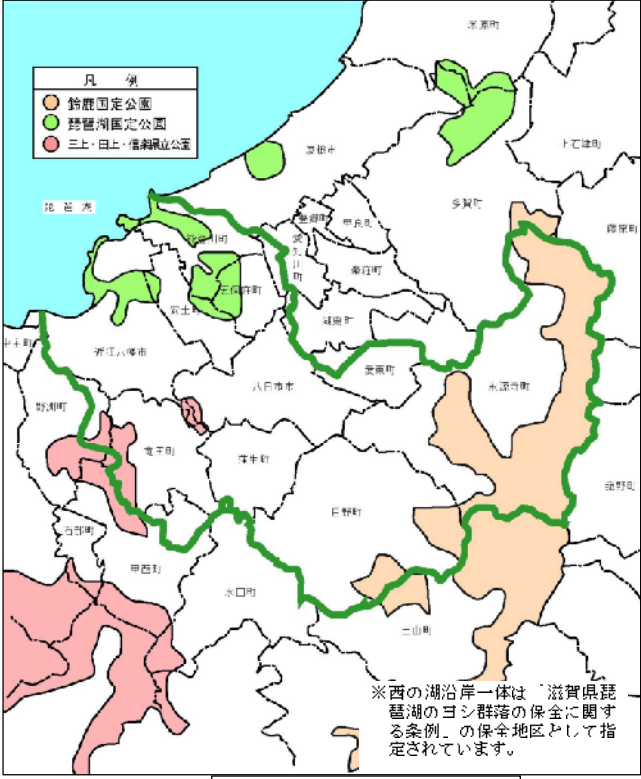
[八日市] (気象台観測)													
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
H11	43.0	67.0	115.0	88.0	131.0	116.0	89.0	110.0	138.0	129.0	55.0	21.0	1,286.0
H12	87.0	55.0	87.0	94.0	94.0	132.0	141.0	24.0	22.0	248.0	142.0	108.0	1,227.0
H13	115.0	68.0	81.0	24.0	78.0	241.0	46.0	199.0	144.0	34.0	51.0	106.0	1,063.0
H14	150.0	22.0	107.0	157.0	71.0	140.0	222.0	140.0	11.0	81.0	79.0	101.0	1,643.0
H15	106.0	84.0	149.0	114.0	24.0	174.0	224.0	193.0	37.0	1,077.0	77.0	144.0	1,846.0
H16	98.0	51.0	81.0	141.0	105.0	82.0	129.0	183.0	217.0	104.0	54.0	104.0	1,624.0
H17	94.0	73.0	92.0	24.0	82.0	49.0	171.0	149.0	94.0	26.0	53.0	85.0	1,060.0
H18	61.0	144.0	104.0	74.0	177.0	106.0	141.0	77.0	144.0	79.0	140.0	115.0	1,476.0
H19	92.0	174.0	144.0	201.0	182.0	184.0	173.0	79.0	183.0	42.0	102.0	114.0	1,845.0
H20	85.0	83.0	102.0	129.0	144.0	228.0	107.0	160.0	181.0	70.0	92.0	75.0	1,520.0
実績	74.0	64.7	92.0	83.1	111.0	130.1	153.0	101.8	95.4	71.4	69.4	69.4	1,100.0

自然や景観について見ると、琵琶湖周辺は昭和26年に我が国で初めて国立公園(琵琶湖国立公園)に指定され、豊かな自然と動植物の宝庫となっています。滋賀県と三重県の境界を南北に走る延長約50km、幅約10kmの鈴鹿山脈一帯は、昭和43年に「鈴鹿国立公園」に指定され、天然記念物のニホンカシガ等多くの鳥獣が生息しています。また、日野川中流域南西に隣接する「三上・田上・信楽国立公園」は昭和44年に指定されています。西の湖周辺のヨシ群落は、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」の保全地域として指定されているとともに、琵琶湖につながる長命寺川を含め、平成20年10月にラムサール条約に追加登録されています。また、琵琶湖八景にも詠われるほど四季折々の素晴らしい景観を生み出す近江八幡の水郷が平成18年1月26日に重要文化的景観に選定されています。

【琵琶湖国立公園】
 昭和25年(1950年)7月24日わが国で最初指定された国立公園で、琵琶湖の湖水景観とその周辺に広がる山々の山岳景観とからなり、これらが統一して、特徴ある景観を構成しています。湖沼には、近江八景、琵琶湖八景に代表される景勝地が多くあり、比叡山、延暦寺、彦根城、安土城等の歴史的文化財も多くあります。また、琵琶湖には、さまざまな動植物が生息しており、琵琶湖にだけ見られる固有種もあり学術上貴重とされています。近江獅子(志賀町)および宮ヶ浜(近江八幡市)周辺が築地施設地区に指定されています。

【鈴鹿国立公園】
 鈴鹿国立公園は、滋賀県と三重県の境界を南北に走る、延長約50km、幅約10kmの鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和43年に指定されました。この自然公園の特徴は、葎原岳、釈迦ヶ岳、御在所山、雨乞岳等1,000m級の山々が構成する山岳景観にあり、カルス、地形や花崗岩の新成地帯などが奇観を呈しています。また、この自然公園は、野生の動物、植物相が豊富ですぐれた自然の宝庫です。特に、ニホンカシガはその代表です。

【三上・田上・信楽国立公園】
 三上・田上・信楽国立公園は、信楽高原、田上山地を中心に三上、鏡山山地からなり、昭和44年に指定されました。このあたりの地質は、大部分が花崗岩からなっています。とくに、風化浸食の激しい田上山地は、地形が変化に富み、湖南アルプスの名で親しまれています。東海自然歩道のルートになっており、自然観察やハイキングにと大勢の人が訪れます。また、希望ヶ丘文化公園、集団施設地区として、パーク、キャンプ、スポーツや研習に大いに利用されています。



劃域に関する指定公園位置図

ラムサール条約
長命寺川と西の湖認定
「賢明利用を進める」

琵琶湖の西の湖(近江八幡市)は、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に基づき、ラムサール条約に追加登録されています。この条例は、ヨシ群落の保全と、ヨシ群落を利用した観光・レクリエーションの推進を目的としています。この条例に基づき、長命寺川と西の湖沿岸一帯は、ラムサール条約に追加登録されています。この条例は、ヨシ群落の保全と、ヨシ群落を利用した観光・レクリエーションの推進を目的としています。

ラムサール条約への認定

出典：京都新聞(平成20年10月21日)

東近江圏域の歴史は古く、湖岸地帯には縄文、弥生、古墳時代の集落遺跡が広く分布し、数多くの土器類が出土しています。また、当圏域は中山道、八風街道といった主要道が交差する位置にあり、戦国時代には観音寺城、安土城、八幡山城等、多くの武將が城を設けた要衝の地でした。江戸末期から明治時代にはこのような道路網を利用した商業が発達し、八幡商人、日野商人、五箇荘商人などの近江商人の発祥地となっています。

【東近江圏域の古道】

近江は「道の国」呼ばれ、近江の国を通過しなければ日本の国を縦断することができず「天下の回廊」と言われていた。中でも東近江は街道が東西に通じ合い、これらの道は、天竺を目指しての戦いや進軍を求めての寺社参拝、商いなどに利用され、人々の生活に大きな影響を及ぼしてきた。時代の流れとともに、周辺の様子は大きく変わったが、街道沿いに残る史跡や路傍の道標に、遠い歴史の面影を偲ぶことができる。



- ・甲山道：江戸と関西を東山道で結ぶ五街道の一つ。
- ・朝鮮人街道：朝鮮国の400人に及ぶ通信使が幕府將軍襲職の度に親書を携え往還した。
(野州市～彦根市鳥居本間約31km)
- ・御代参街道：東海道と中山道を結ぶバイパス。(甲賀市～東近江市間約36km)